

保健衛生専門学院学生 各位

新型コロナウイルス感染症の対応について(通知)【第20報】 学生対象

今後の本学の対応について、下記のとおりいたしますので、本通知内容を改めて確認してください。

発熱(普段の体温より高い場合)や咳・下痢などの風邪症状がある場合は、登校せずに自宅待機とし、各学部事務室に連絡を入れる他、下記8.に基づいた行動を取ってください。

依然として感染しない／させないという心構えが重要であり、そのためには個々の良識ある主体的な行動が必要となります。**「マスクを外して会話をしない」、「会話をしながら食事をしない=黙食の励行」等、濃厚接触者になりうる場面を作らないよう、より一層注意してください。**

引続き、感染防止対策として、「健康観察記録票」を活用して体調管理を行うとともに、日頃から、手洗い、うがい、マスクの着用、及び感染リスクを高める行動は控える等、今一度、ご自身で感染対策を徹底してください。

また、今後の感染状況についても最新の関連情報を把握し、慎重な判断・行動をとってください。

記

1. 授業(講義・実習等)について

政府による緊急事態宣言発出の場合においても、本学は、教育効果の観点から、対面授業の実施を原則としますが、科目によっては遠隔授業、又は対面・遠隔を併用した授業となる場合があります。

2. 飲食を伴う会合(「飲み会」等)について

改めて、「3つの密」(換気の悪い密閉空間、多数が集まる密集場所、近距離での会話や発話が生じる密接場面)を避けることを徹底し、感染拡大のリスクを高める行動は禁止します。

・友人等との会食は、短時間のマスク会食(黙食の励行)とし、飲み会は禁止します。

※食事中をはじめ、飛沫感染防止の観点から、ノーマスクによる会話は禁止します。

・大声を出す行動(飲食店等における大声での会話、カラオケやスポーツ観戦等の各種イベントで大声を出すなど)は自粛するとともに、**大人数による集団行動は禁止します。**

3. 国外への移動について(留学プログラム等)

当該目的の国・地域の感染症危険情報レベルが「レベル1」以下となった場合、又は対象国・地域への入国が可能である場合は許可します。

なお、入国可能な場合でも留学先機関の承認があることを条件とします。帰国後の対応は外務省HPの『新型コロナウイルス感染症に関する新たな水際対策措置』に沿った対応とし、一定の行動制限がありますので留意してください。

※私事での海外旅行は、当面禁止します。

感染症に対する対応策の蓄積やワクチン接種の進捗等を踏まえ、文部科学省は6月15日、留学先国の

感染症危険レベルが2及び3であっても、大学間交流協定等に基づく1年間の海外留学プログラム及び日本学生支援機構の奨学金支給（トビタテ！留学JAPAN日本代表プログラム等）の再開を通知しました。渡航にあたっては、留学先国の感染状況や感染防止策、帰国ルートの確保や保険加入の徹底など、学生の安全確保に万全を期すことが求められます（3文科高第333号）。

4. 国内の移動について（※緊急事態宣言下では、禁止します。）

- ・私事での国内旅行は自粛してください。帰省の際は、感染予防策を徹底し、慎重に行動してください。
- ・国内出張については、やむを得ない場合に限り、指導教員の指示のもと許可する場合があります。

5. 課外活動等について（※緊急事態宣言下では、禁止します。）

- ・部活動等の活動は許可されています。感染対策を十分講じた上で実施してください。
- ・インターン及びボランティア活動は、実施機関等の感染対策に従い、実施してください。
- ・大学祭は実施予定です。

※課外活動の詳細（宿泊を伴う活動、本学施設貸出し）に関しては、体育会・文化会は教学センターから、学部北里会は各学部からメール等にて通知。

※今後の情勢や本学の対応方針の変更等に応じて、活動禁止や行事中止を決定する場合がありますので、予めご承知ください。

※緊急事態宣言下においても、就職活動の一環として実施するインターンシップ活動は許可します。自身で感染予防策を徹底し、実施機関等の感染対策に従い、実施してください。

6. 健康管理について

- ・密閉・密集・密接を避けて行動しましょう。
- ・日頃から手指衛生（手洗い）を徹底してください。
- ・登校時はマスク着用を義務付けます。
- ・毎日体温を測定し、記録してください。
- ・**発熱（普段の体温より高い場合）や咳・下痢などの風邪症状がある場合は、自宅待機とし、所属学部や研究科の事務室学生課に連絡してください。**
- ・健康観察票を活用してください。
- ・「**新型コロナウイルス感染症対策の手引き**」をよく読んで、自身が取るべき行動、対応を意識してください（これまでの新型コロナウイルス感染症に関する情報を集約しています）。

7. 自宅待機後の登校の目安

① 自宅待機後3日以内に解熱した場合

解熱剤を内服していない状態で、発熱（普段の体温より高い場合）・咳・咽頭痛・息切れ・下痢・全身倦怠感などが消失してから48時間以降とする（症状消失日を0として3日目以降）。

登校前に各キャンパスの保健室に連絡し、登校について確認をしてください。

② 自宅待機後4日経過しても解熱しない場合

風邪症状や発熱（普段の体温より高い場合）が4日以上続く場合、下記8. のとおりに行動してください。

8. 次の症状等がある方は「医療機関（かかりつけ医や各都道府県窓口）」に電話相談するとともに、必ずそ

の結果について所属学部等事務室学生課にご連絡ください。

◎少なくとも以下のいずれかに該当する場合はすぐに連絡してください。(これらに該当しない場合の連絡も可能です。)

- ① 息苦しさ(呼吸困難)、強いだるさ(倦怠感)、高熱等の強い症状のいずれかがある場合
- ② 重症化しやすい方(※)で、発熱(普段の体温より高い場合)や咳などの比較的軽い風邪の症状がある場合
(※)高齢者(65歳以上)、糖尿病、心不全、呼吸器疾患(COPD等)などの基礎疾患がある方や透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方
- ③ 上記以外の方で発熱(普段の体温より高い場合)や咳など比較的軽い風邪の症状が続く場合(症状が4日以上続く場合は必ずご相談ください。症状には個人差がありますので、強い症状と思う場合にはすぐに相談してください。解熱剤などを飲み続けなければならない場合も同様です。)
- ④ 妊婦の方については、念のため、重症化しやすい方と同様に、早めに「医療機関(かかりつけ医や各都道府県窓口)」に電話相談してください。

※新型コロナウイルスに関する相談・医療の情報や受診・相談センターの連絡先

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/covid19-kikokusyasessyokusya.html

9. 新型コロナウイルス感染症の「患者(確定例)」、新型コロナウイルス感染者の発症2日前から、又は感染疑いの方と、濃厚な(1m程度までの距離で15分以上会話するなど)接触があった方は、以下の対応をしてください。

- ① 速やかに「医療機関(かかりつけ医)や各都道府県相談窓口」に電話相談してください。
- ② 上記8.の症状が無い場合でも、経過観察のため、接触後、接触日を0日として14日間の自宅待機を要請します。速やかに所属学部等事務室に連絡してください。
- ③ 自宅待機期間経過後は、健康状態について所属学部等事務室に連絡してください。
- ④ 経過観察中に上記8.の症状が出現した場合には、「医療機関(かかりつけ医)や各都道府県相談窓口」に電話相談していただくとともに、必ずその対応結果について所属学部等事務室に連絡してください。

※自分で症状の判断がつかず、悩んだ場合は、まずは健康管理センター又は各キャンパス保健室に相談し、指示を仰いでください。

10. 感染リスクが高まる「5つの場面」について

以下の感染リスクが高まる「5つの場面」を作らず、学生一人一人が自覚を持ち行動してください。

感染リスクが高まる「5つの場面」

場面① 飲酒を伴う懇親会等

- 飲酒の影響で気分が高揚すると同時に注意力が低下する。また、聴覚が鈍麻し、大きな声になりやすい。
- 特に敷居などで区切られている狭い空間に、長時間、大人数が滞在すると、感染リスクが高まる。
- また、回し飲みや箸などの共用が感染のリスクを高める。



場面② 大人数や長時間におよぶ飲食

- 長時間におよぶ飲食、接待を伴う飲食、深夜のはしご酒では、短時間の食事に比べて、感染リスクが高まる。
- 大人数、例えば5人以上の飲食では、大声になり飛沫が飛びやすくなるため、感染リスクが高まる。



場面③ マスクなしでの会話

- マスクなしに近距離で会話をすることで、飛沫感染やマイクロ飛沫感染での感染リスクが高まる。
- マスクなしでの感染例としては、昼カラオケなどでの事例が確認されている。
- 車やバスで移動する際の車中でも注意が必要。



場面④ 狭い空間での共同生活

- 狭い空間での共同生活は、長時間にわたり閉鎖空間が共有されるため、感染リスクが高まる。
- 寮の部屋やトイレなどの共用部分での感染が疑われる事例が報告されている。



場面⑤ 居場所の切り替わり

- 仕事での休憩時間に入った時など、居場所が切り替わると、気の緩みや環境の変化により、感染リスクが高まることもある。
- 休憩室、喫煙所、更衣室での感染が疑われる事例が確認されている。



(出典:内閣官房「感染の再拡大防止特設サイト」より)

https://corona.go.jp/proposal/pdf/5scenes_poster_20201211.pdf

11. アルバイト等の収入減少により、日常の生活に支障があり、緊急に経済的支援を必要とする場合には、「学生生活支援金貸与制度」がありますので、各学部等事務室にお問合せください。

※臨床実習中の学生は、各学部又は実習中の医療機関の指示に従ってください。

■内閣官房 HP

<https://corona.go.jp/>

【本件に関する連絡先】

○教学センター 042-778-7935、9031

または各学部等事務室

○課外活動に関すること

・体育会及び文化会:教学センター学生課

042-778-9031、9323、9748

・各学部北里会:各学部等事務室